

事務連絡
令和4年3月29日

各〔都道府県
市町村
特別区〕衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

新型コロナウイルスワクチン追加接種（3回目接種）に係る完了登録等に向けた
作業の保留について

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナウイルス」という。）の職域（学校等を含む）単位での追加接種（以下「職域追加接種（3回目接種）」という。）の完了に係る手続きについては「新型コロナウイルスワクチン追加接種（3回目接種）に係る職域接種の廃棄報告及び完了登録等の取扱いについて（協力依頼）」（令和4年3月9日付け厚生労働省健康局予防接種室事務連絡。以下「3月9日付け事務連絡」という。）によりお示ししたとおりです。

一方で、3月24日に開催された第31回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下「分科会」という。）での議論を踏まえ、4回目接種が予防接種法に基づく予防接種に位置づけられた場合に備え、「新型コロナウイルスワクチン追加接種（4回目接種）の体制確保について」（令和4年3月25日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）により、4回目接種の接種体制の準備を進めていただくよう、御連絡したところです。

このような状況に鑑み、「職域追加接種（3回目接種）」に係る完了登録等の取扱いについて、下記のとおりとし、企業や大学等（以下「企業等」という。）にお知らせする予定ですので、貴職におかれましても御了知の上、貴管内で職域追加接種を実施している医療機関及び関係団体に周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1 基本的な考え方

職域における4回目接種を実施するかどうかについては、今後、分科会での審議の結果、4回目接種を実施することとなった場合に、その対象者等を踏まえて検討することとしており、現時点で職域における4回目接種の実施が決定したも

のではないこと。この点については、方針が決定し次第、速やかにお知らせする予定であること。

こうした中で、職域における4回目接種を実施することとなった場合を想定し、職域追加接種（3回目接種）において接種完了時に使い切れない量の新型コロナワクチン（以下「余剰ワクチン」という。）の取扱い及び3月29日（火）以降に運用予定のV-SYS（ワクチン接種円滑化システム）上の完了登録の方法について改めて整理する必要がある、追ってお知らせすることとしたい。

このため、V-SYSにおける「職域追加接種完了登録」に係る画面は、予定通り3月29日（火）の13:00から入力可能となるものの、上記の完了登録等に係る整理がなされるまでの間は、3月9日付け事務連絡における記の3から5に係る作業について保留いただきたいこと。

なお、仮に、職域における4回目接種を実施することとなった場合においても、職域における4回目接種の実施の可能性がないことが現時点で明かな企業等においては、職域追加接種（3回目接種）が完了した場合は、3月9日付け事務連絡に基づき、完了登録画面の入力等を行うこと。

2 新型コロナワクチンの廃棄に係る取扱いについて

上記1のとおり、余剰ワクチンの取扱い及びV-SYS上の完了登録の方法については改めて整理の上、近日中にお示しするが、3月9日付け事務連絡における記の1及び2に係る取扱いについては、変更がないことに留意すること。このため、職域追加接種（3回目接種）実施期間中に生じた新型コロナワクチンの廃棄（廃棄ワクチン）については、同事務連絡の記の2により報告すること。また、余剰ワクチンが生じないように、同事務連絡の記の1により、職域追加接種（3回目接種）会場において活用しきるよう努める必要があること。